

過半数代表者に相応しい人



使用者の
意を汲まず



みんなの
意見を聞き



法や倫理観を
備えて



意見を
言える人

「過半数代表者」って何？その役目（任務）とは？

- その事業場において社員の過半数以上に認められた人のことです。管理監督者や経営と一体となって労務管理や労働条件を決定する人は、担うことができません。
- 過半数代表者の役目は、「時間外及び休日の労働」に関する労働基準法第36条を書面で会社と締結します。また「安全衛生委員会」にて会社と労働環境について話し合います。

どうしたら社員の過半数以上から認められるの？

- 民主的な方法であれば、どのような手段でも構いません。社員全員が集まる場で挙手にて賛否を問う、話し合いで一人を選出する、選挙による投票など様々です。
- 社員（従業員）を代表する人ですので、使用者の意向を受けて立候補する事や、結託して物事を使用者が優位となる様に仕向ける事は、社員（従業員）を裏切る行為です。

自らが思う人に投票しよう